

国地契第 1 1 7 号
国官技第 2 3 3 号
平成 1 8 年 2 月 2 日

各地方整備局総務部長あて
各地方整備局企画部長あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長

「ユニットプライス型積算方式試行実施要領」の一部改正について

「ユニットプライス型積算方式試行実施要領（平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日付け国地契第 2 7 号、国官技第 1 9 2 号）」の一部を、下記のとおり改正し、平成 1 8 年 2 月 2 日から施行することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

第 2 を次のように改める。

第 2 試行における対象工事の範囲

次に掲げる工事を対象とし、当分の間、その中から本方式の試行工事を抽出するものとする。

- 1) 河川改修事業における築堤・護岸工事
- 2) 道路新設事業における道路改良工事
- 3) 道路新設事業における舗装工事

第 3 の 1. 中「工事希望型指名競争入札」を「工事希望型競争入札」に改める。

第 3 の 2. の 3) の（記載例）中 3. の次に次のように加える。

（合意単価の公表）

4. 発注者・請負者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。

第 3 の 5. 中

「 * 契約締結後すみやかに、請負者に別記様式 1 を参考としたユニット請負代金内訳書の様式を配布する。

* ユニット区分毎の単価の協議（以下「単価協議」という。）は、請負者が提出した「ユニット請負代金内訳書」と発注者が「ユニットプライス型積算基準〔試行用〕」に基づき積算した資料に基づき行う。

* 単価協議が成立した場合、別記様式 2 を参考とした単価合意書を締結する。また、単価合意書を締結する際には別記様式 3 を参考とした「単価表」を作成するものとする。」

- 「
- * 契約締結後速やかに、請負者に別記様式 1 を参考としたユニット請負代金内訳書の様式を配布する。
 - * ユニット区分毎の単価の協議（以下「単価協議」という。）は、請負者が提出した「ユニット請負代金内訳書」と発注者が「ユニットプライス型積算基準〔試行用〕」に基づき積算した資料に基づき行う。
 - * 単価協議が成立した場合、別記様式 2 を参考とした単価合意書を締結する。また、単価合意書を締結する際には別記様式 3 を参考とした「単価表」を作成するものとする。
 - * 単価合意書の締結後、当該単価合意書を速やかに公表するものとする。この場合においては、公表は閲覧に供することにより行うものとする。」

に改める。

○ユニットプライス型積算方式試行実施要領

(平成16年12月16日付け国地契第27号、国官技第192号)(抄)

改 正 案	現 行
第1 目的 (略) <u>第2 試行における対象工事の範囲</u> <u>次に掲げる工事を対象とし、当分の間、その中から本方式の試行工事を抽出するものとする。</u> 1) <u>河川改修事業における築堤・護岸工事</u> 2) <u>道路新設事業における道路改良工事</u> 3) <u>道路新設事業における舗装工事</u> 第3 本方式における留意点 (略) 1. 公告等による入札参加者への周知 以下に該当するものに、 内の文を記載することにより、本方式の試行対象工事であることを入札参加希望者に周知するものとする。 一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書 公募型指名競争入札の場合 : 掲示及び技術資料作成要領 <u>工事希望型競争入札</u>の場合 : 送付資料 上記以外の指名競争入札の場合 : 指名通知 (記載例) (○)本工事は、発注者がユニットプライス(請負代金の総額を構成する基本区分(以下「ユニット区分」という。)毎のデータベース化された単価をいう。)を用いて積算を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。なお、本工事におけるユニット区分毎に合意された単価は、以後のユニットプライス型積算方式の試行工事における積算に活用される。 (○)本工事では、請負代金の総額により契約を締結した後、ユニット区分毎の価格を協議し、単価合意書を締結する。請負代金額の変更については、単価合意書記載の単価を基礎として定め、単価合意書によることが不適当な場合には、発注者と請負者が協議して定める。 2. 契約書等の記載 (略) 1)～2) (略) 3)特記仕様書への記載 (略) (記載例) 第◇条 ユニットプライス型積算方式の試行について (目的) 1. (略) (ユニットプライス規定集) 2. (略) (共通仕様書1-1-4の適用)	第1 目的 (略) <u>第2 試行における対象工事の範囲</u> <u>新設のための舗装工事を対象とし、当分の間、その中から本方式の試行工事を抽出するものとする。</u> 第3 本方式における留意点 (略) 1. 公告等による入札参加者への周知 以下に該当するものに、 内の文を記載することにより、本方式の試行対象工事であることを入札参加希望者に周知するものとする。 一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書 公募型指名競争入札の場合 : 掲示及び技術資料作成要領 <u>工事希望型指名競争入札</u>の場合 : 送付資料 上記以外の指名競争入札の場合 : 指名通知 (記載例) (○)本工事は、発注者がユニットプライス(請負代金の総額を構成する基本区分(以下「ユニット区分」という。)毎のデータベース化された単価をいう。)を用いて積算を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。なお、本工事におけるユニット区分毎に合意された単価は、以後のユニットプライス型積算方式の試行工事における積算に活用される。 (○)本工事では、請負代金の総額により契約を締結した後、ユニット区分毎の価格を協議し、単価合意書を締結する。請負代金額の変更については、単価合意書記載の単価を基礎として定め、単価合意書によることが不適当な場合には、発注者と請負者が協議して定める。 2. 契約書等の記載 (略) 1)～2) (略) 3)特記仕様書への記載 (略) (記載例) 第◇条 ユニットプライス型積算方式の試行について (目的) 1. (略) (ユニットプライス規定集) 2. (略) (共通仕様書1-1-4の適用)

3. (略) <u>(合意単価の公表)</u> <u>4. 発注者・請負者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。</u>	3. (略)
3. ～ 4. (略) 5. 工事請負契約書締結直後の単価協議・合意 工事請負契約書締結直後の単価協議・合意は、工事請負契約書第3条第1項及び第3項の規定に基づき実施する(2. 1)①の契約書記載例参照)ほか、以下の手続により実施するものとする。 <u>* 契約締結後速やかに、請負者に別記様式1を参考としたユニット請負代金内訳書の様式を配布する。</u> <u>* ユニット区分毎の単価の協議(以下「単価協議」という。)は、請負者が提出した「ユニット請負代金内訳書」と発注者が「ユニットプライス型積算基準[試行用]」に基づき積算した資料に基づき行う。</u> <u>* 単価協議が成立した場合、別記様式2を参考とした単価合意書を締結する。また、単価合意書を締結する際には別記様式3を参考とした「単価表」を作成するものとする。</u> <u>* 単価合意書の締結後、当該単価合意書を速やかに公表するものとする。この場合においては、公表は閲覧に供することにより行うものとする。</u> 6. ～ 12. (略) 第4 その他 (略)	3. ～ 4. (略) 5. 工事請負契約書締結直後の単価協議・合意 工事請負契約書締結直後の単価協議・合意は、工事請負契約書第3条第1項及び第3項の規定に基づき実施する(2. 1)①の契約書記載例参照)ほか、以下の手続により実施するものとする。 <u>* 契約締結後すみやかに、請負者に別記様式1を参考としたユニット請負代金内訳書の様式を配布する。</u> <u>* ユニット区分毎の単価の協議(以下「単価協議」という。)は、請負者が提出した「ユニット請負代金内訳書」と発注者が「ユニットプライス型積算基準[試行用]」に基づき積算した資料に基づき行う。</u> <u>* 単価協議が成立した場合、別記様式2を参考とした単価合意書を締結する。また、単価合意書を締結する際には別記様式3を参考とした「単価表」を作成するものとする。</u> 6. ～ 12. (略) 第4 その他 (略)